

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO)

アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) の創設に関するルサカ条約
2016 年版 (2016 年 3 月発行)

目次

前文

第 1 条 設立

第 2 条 組織

第 3 条 目的

第 4 条 加盟資格

第 5 条 国連アフリカ経済委員会、アフリカ連合及び世界知的所有権機関との特別な関係

第 6 条 協力国・機関

第 6 条の 2 閣僚会議 — 構成及び職務

第 7 条 運営委員会 — 構成及び職務

第 8 条 事務局及び職務

第 9 条 地位、特権及び免除

第 10 条 本機関の財政

第 11 条 本機関の加盟国の義務

第 12 条 脱退及び停止

第 13 条 紛争解決

第 14 条 改正

第 15 条 解散

第 16 条 最終規定

国	国が条約当事国となった日
ボツワナ	1985年2月6日
ガンビア	1978年2月15日
ガーナ	1978年2月15日
ケニア	1978年2月15日
レソト	1987年7月23日
リベリア	2009年12月24日
マラウイ	1978年2月15日
モザンビーク	2000年2月8日
ナミビア	2003年10月14日
ルワンダ	2011年6月24日
サントメ・プリンシペ	2014年5月19日
シエラレオネ	1980年12月5日
ソマリア	1981年3月10日
スーダン	1978年5月2日
スワジランド	1987年12月17日
ウガンダ	1978年8月8日
タンザニア連合共和国	1983年10月12日
ザンビア	1978年2月15日
ジンバブエ	1980年11月11日

(合計：19か国)

前文

自国を代表して本条約に調印した各政府は、効果的かつ継続的な情報交換及び知的所有権事項における各国の法律、政策及び行動の調和及び調整から得られる利益を意識し、かつ、アフリカ経済委員会、世界知的所有権機関及びその他の適切な機関と連携して知的所有権事項の研究、推進及び協力のためにアフリカ広域知的財産機関を創設することが本目的に最も資することを認識し、ここに次の通り同意する。

第1条 設立

アフリカ広域知的財産機関(ARIPO)(以下「本機関」という)は、ここに設立され、本条約の規定に定めるところにより運営するものとする。

第2条 組織

本機関は、以下の組織を有するものとする。

閣僚会議

運営委員会

事務局、及び

本条約の規定に従って運営委員会が設置するその他の補助組織

第3条 目的

本機関の目的は次の通りとする。

- (a) 加盟国及び地域全体の要請に適合した知的所有権法及びこれに関連する事項の調和及び整備を促進すること
- (b) 知的所有権に関連する事項における加盟国間の密接な関係の構築を促進すること
- (c) 加盟国に影響を与える知的所有権に係る活動の調整、調和及び発展のために必要な又は望ましい共通の業務又は組織を確立すること
- (d) 知的所有権法を管理する人員の養成制度を確立すること
- (e) 知的所有権事項に関する会議、セミナー及びその他の会合を主催すること
- (f) 知的所有権事項に関連する意見及び経験の交換、調査及び研究を促進すること
- (g) 知的所有権事項に関する加盟国の共通の見解及び手法を推進し、進化させること
- (h) 知的所有権事項に関連する技術の取得及び開発において、必要に応じて加盟国を援助すること
- (i) 加盟国における著作権及び関連する権利の発展を促進し、著作権及び関連する権利が加盟国及び地域全体の経済、社会及び文化の発展に寄与するようにすること
- (j) これらの目的の達成のために必要な又は望ましいその他のすべての事柄を行うこと

第4条 加盟資格

本機関の加盟資格は、国連アフリカ経済委員会又はアフリカ連合の加盟国に開かれるものとする。

第5条 国連アフリカ経済委員会、アフリカ連合及び世界知的所有権機関との特別な関係

本機関は、国連アフリカ経済委員会、世界知的所有権機関及びアフリカ連合との緊密かつ継続的な協力関係を構築し、維持するものとする。

第6条 協力国・機関

本機関は、本機関の目的を達成する上で本機関又はその加盟国を支援することを希望する本機関に加盟していない国の政府及び本条約第5条に言及するもの以外の組織、機関及び団体（以降「協力国・機関」という）と協力することができる。

第6条の2 閣僚会議 — 構成及び職務

- (1) 閣僚会議は、本機関の加盟国の閣僚で、知的所有権の管理を担当する者で構成される。
- (2) 閣僚会議は、本機関の最高機関として、本機関の方向性に責任を負うものとし、本機関の活動を発展させるために必要なすべての措置を決定し、これらの活動の実施を検討する。
- (3) 閣僚会議は、次のことを行う。
 - (a) 運営委員会議長から、本機関の活動計画、年次報告書、予算及び会計並びに本機関の事務局長の任命に関する報告を受領すること
 - (b) 性質上運営委員会が解決できない問題を解決する責任を負うこと
 - (c) 本機関の加盟国が納付すべき特別拠出金及びこれに関連する事項を決定すること
 - (d) 本機関の本部及びこれに関連する事項を決定すること

- (e) 本機関の方向性又はその活動の展開に関して、運営委員会又は事務局に指示を与えること
 - (f) 本条約により付与された又は委託されたその他の権限を行使し、その他の職務を遂行すること
 - (g) 本機関のすべての目的を達成するために必要な又は望ましいとみなすその他すべての事柄を行うこと
- (4) 閣僚会議の通常会議は、運営委員会議長の助言に基づいて行為する閣僚会議議長の発意により少なくとも2年に1回招集されるものとし、緊急時には、本機関の事務局長の助言に基づいて招集される。
- (5) 閣僚会議は、オブザーバーとして会議に出席すべき本機関の非加盟国並びに機関、協会及び団体を決定する。
- (6) 閣僚会議は、本条により委託された権限及び職務の一部を運営委員会に委任することができる。
- (7) 本条約の規定に従うことを条件として、閣僚会議はその手続規則を決定する。

第7条 運営委員会 — 構成及び職務

- (1) 運営委員会は、本機関の加盟国において知的所有権の管理を担当する庁の長で構成されるが、何れの加盟国も、知的所有権の必要な知識を有すると自己がみなす、運営委員会において自己を代理する者を指名することができる。
- (2) 運営委員会は、本機関の役員となるべき議長及び2名の副議長を加盟国の中から選出する。係る役員の任期は2年とし、再選することができる。
- (3) 運営委員会は、少なくとも年に1回、通常会議を実施する。臨時会議は、(4)に言及する手続規則に定めにより招集することができる。臨時会議は、加盟国の3分の2以上の請求に基づいて招集しなければならない。運営委員会の議長は、委員会のすべての会議の議長を務める。
- (4) 運営委員会は、本条約の規定に従うことを条件として、会議の招集、会議における及びその他の機会における議事進行及び協力国・機関の係る会議への参加に関連する規定を含む自らの手続規則を決定する。
- (5) 運営委員会は、本条約の規定に従うことを条件として、次のことを行う。
- (a) 本機関の活動に関する方針を策定し、その執行を指示すること
 - (b) 本機関の活動計画、年次報告書、予算及び会計を承認すること
 - (c) 本機関の加盟国が納付すべき年次及び特別拠出金及びこれに関連する事項を決定すること
 - (d) 本機関の事務局を設置し、事務局長を任命すること
 - (e) 本機関の目的を達成するために必要な又は望ましいとみなすその他の補助組織を設置し、業務実施のための組織規則を定めること
 - (f) 本機関の財務、運営及びその他の活動(本機関と本条約第5条に言及する機関及び本条約第5条に言及する協力国・機関との協力並びに本機関の役員又は本機関の事務局長による本機関の代理に関連するものを含む)を規定する規則を制定すること
 - (g) 本機関の目的に関する調査及び研究並びに目的の実行を推進すること
 - (h) 知的所有権に関する及び本機関の目的に関連するその他事項に関する会議、セミナー及

びその他の会合の主催を含め、本機関の業務に関する指示を事務局に与えること

(i) 本条約又は閣僚会議により委託された又は付与されたその他の権限を行使し、その他の職務を遂行すること

(j) 本機関の目的を達成するために必要な又は望ましいとみなすその他すべての事柄を行うこと。

(6) 運営委員会は、本条により付与された又は委託された権限及び職務の一部を、議長若しくは副議長に対し、係る役員の全部若しくは一部に対し一括して、又は事務局長若しくは運営委員会が設置した補助組織に対して委任することができる。

第8条 事務局及び職務

(1) 事務局長は、本機関の主要執行役員となる。局長は、4年の任期で任命されるものとし、更に4年の任期で再任することができる。

(2) 事務局は、本機関の目的を達成しうる方法を検討するものとし、自発的か局長を通じてなされた本機関の加盟国の請求に基づくかを問わず、検討に値すると思われる特定の事項に関連して行為することができる。事務局は、必要に応じて、その検討結果を運営委員会に報告する。

(3) 事務局は、運営委員会が割り当てた作業及び研究を請け負い、本機関に関連する業務を履行するものとし、また、本機関の目的の達成を助けると考えるこれらに対する提案を行う。

(4) 事務局長は、本機関の年次報告書並びに活動計画、予算及び会計の草案を運営委員会に提出してその承認を得る。

(5) 本条により委託された職務を遂行するために、事務局は係る職務に関連する情報を収集し、事実問題を確認することができ、当該目的のために、それに関連する情報を提供するように本機関の加盟国に請求することができる。

(6) 本機関の加盟国は、本条により事務局に委託された職務の遂行において事務局と協力し、事務局を支援することに同意し、かつ、本条(5)に基づいて請求することができる情報を提供することに特に同意する。

第9条 地位、特権及び免除

(1) 本機関は、本機関の加盟国の領域において国際法人格を享受するものとし、その職務の遂行のために要求される、また動産又は不動産を取得又は処分する行為能力を有する。

(2) 本条(1)により付与された権限の行使において、本機関の行為は事務局長が表す。

(3) 事務局長は本機関を代表して、事務局が所在する国の政府との間で、本機関に関して認識及び付与されるべき特権及び免除に関連する合意を締結する。

第10条 本機関の財政

(1) 本機関の一般基金を置く。

(2) 運営委員会が随時設立しうる特別基金を置く。

(3) 本条約に基づいて又はその他の資金源から本機関が受領するすべての金銭は、本条(2)に言及するいずれかの特別基金に納付することを要する金額を除いて、一般基金に納付される。

(4) 本機関のすべての支出は、本条(2)に言及するいずれかの特別基金から拠出されること

を要する支出以外は、一般基金から拠出する。

第 11 条 本機関の加盟国の義務

本機関の加盟国は、その権限内で本条約を発効するためにあらゆる措置を講じること、及び特に次を行うことを約束する。

- (a) 年次拠出金を納付すること
- (b) 閣僚会議が決定する特別拠出金を納付すること
- (c) 情報の交換及び普及を促進すること、及び
- (d) 本機関のために、本機関の適切な組織と合意しうる諸条件に基づいて、研修及び研究施設及び人員を提供すること

第 12 条 脱退及び停止

(1) 本機関の何れの加盟国も、本機関の加盟国となった日から 1 年経過後はいつでも、ザンビア共和国政府に対して書面の脱退通知を行って本機関から脱退することができ、ザンビア共和国政府は本機関の他のすべての加盟国に対し、係る脱退通知の受領を直ちに通知する。

(2) 脱退は、過去に脱退していない限り、ザンビア共和国政府が脱退通知を受領した日から 1 年後に有効となる。

ただし、本機関から脱退する本機関の何れの加盟国も、それにも拘らず、脱退通知から丸 1 年間は、拠出金の納付を含む本機関に対する義務の履行について引き続き責任を負う。

(3) 閣僚会議は、3 年連続して本機関に対する財政上の義務を履行しない、閣僚会議の決定に従わない、又は本条約上のその他の義務を履行しない本機関の加盟国については、閣僚会議に出席し投票する閣僚会議構成員による投票総数の 3 分の 2 を以て、加盟資格を停止することができる。本機関の加盟国の加盟資格停止を撤回する閣僚会議の決定については、同様の過半数票を要する。

(4) 事務局長は、本条(3)に基づく加盟資格停止又は資格停止の撤回があればこれをザンビア共和国政府に通知するものとし、ザンビア共和国政府は本機関のすべての加盟国に対し、係る停止又は停止の撤回を通知する。

第 13 条 紛争解決

本条約の何れかの規定の解釈又は適用から生じる紛争で運営委員会が解決できないものは、閣僚会議に付託されるものとし、当該事項に対する閣僚会議の決定は最終的とし、本機関のすべての加盟国に対して法的拘束力を有する。

第 14 条 改正

(1) 閣僚会議の承認に従うことを条件として、本条約は、運営委員会構成員の 3 分の 2 の投票により改正することができる。

(2) 本条約の各改正は、事務局長が本機関の加盟国に通知するものとし、係る通知日から 2 月が経過するまで、係る改正は発効しない。

(3) 本条約のいかなる改正も、審議の少なくとも 6 月前に本機関のすべての加盟国に通知されない限り、運営委員会により審議されない。

第 15 条 解散

本機関は、本機関の加盟国の 3 分の 2 の合意により解散することができ、係る合意が成立した場合、閣僚会議は、本機関の秩序ある清算のための委員会を指定する。

第 16 条 最終規定

(1) 本条約は、1 通にのみ署名され、ザンビア共和国政府に寄託される。署名は、ルサカにおいて 1977 年 12 月 31 日まで行われる。

(2) 本条約は、本条約第 4 条に言及する国の 5 か国以上が批准又は加盟した場合に、係る国に適用される憲法上の手続に従って発効する。批准書又は加盟書はザンビア共和国政府に寄託され、ザンビア共和国政府は、本条約第 4 条に言及するすべての国に対し、係る批准又は加盟を通知する。

(3) 本条約の発効後、本条約第 4 条に言及する国で未だ本機関の加盟国ではない国は、本条約を批准する又は本条約に加盟することができる。批准書又は加盟書はザンビア共和国政府に寄託され、ザンビア共和国政府は、本機関のすべての加盟国に対し、係る批准又は加盟を通知する。係る国に関しては、係る批准書又は加盟書の寄託日に本条約は発効する。

(4) ザンビア共和国政府は、本条約の認証謄本を本機関の加盟国並びに国連アフリカ経済委員会、アフリカ連合、世界知的所有権機関、協力国・機関及び運営委員会が指示するその他の団体に送付する。